

令和8年度 高梁市幼稚園・保育園・認定こども園 入園申込案内

* 申込受付期間 *

令和7年10月27日(月)～令和7年11月14日(金)

- * 必要書類が不足している場合は受け付けできません。
入園申込案内をよく読み、漏れの無いように提出してください。
- * 定員に空きがある場合は、上記の期間以降も随時申し込みを受け付けます。
- * 入園前の見学を希望する場合は、各園へお問い合わせください。

* 提出先 *

利用を希望する園 または こども教育課

◆ 受付時間

- 希望する園：各園の開園時間内
- こども教育課：平日8：30～17：15



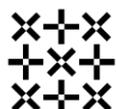
高梁市教育委員会事務局
こども教育課(市役所4階)

TEL：0866-21-0264

Mail：kodomokyoiku@city.takahashi.lg.jp



市ウェブサイト



わたしあうまち高梁市
bridging Together TAKAHASHI CITY



— 目次 —

1. はじめに	・・・ 1
2. 教育・保育給付認定について	・・・ 2
3. 利用申込等について	・・・ 3～4
4. 入園審査・決定について	・・・ 4
5. 保育料について	・・・ 5～7
6. 入園後の変更手続きについて	・・・ 5
7. 幼稚園利用案内	・・・ 8～9
8. 保育園利用案内	・・・ 10～11
9. 認定こども園利用案内	・・・ 12～13
10. 広域利用について	・・・ 14
11. 保育料無償化について	・・・ 14～15
12. 給食費について	・・・ 16
13. おむつ支援について	・・・ 16
14. 子育て支援について	・・・ 17～18
15. 申込書記入例	・・・ 19～20
16. 園所在地	・・・ 21～22

1. はじめに

1) 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めていく新しい仕組みです。家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

2) 利用方法

利用を希望する場合、次の手続きが必要となります。

手 続 き 手 順	概 要	詳細記載 ページ
① 申請書類の受け取り	各園、こども教育課で配布します。	
② 書類の記入	必要書類を記入してください。 * 幼稚園・保育園・認定こども園 入園申込書 兼 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（現況届） <保育利用（2・3号認定）を希望する方> 保育を必要とする事由を証明する書類 <指定する日に住所地が高梁市外にあった方> 該当年度の課税証明書（前住所地等）	P3・19~20 P2~3 P3
③ 書類の提出	必要書類を、利用を希望する園またはこども教育課へ提出してください。 ※必要書類がそろった上での受け付けとなります。	P4
④ 審査	市が教育・保育給付認定を行い、利用の審査・調整を行います。	

3) 施設について

市内の施設は次の通りです。なお、各施設の詳細はそれぞれの記載ページをご覧ください。

施設区分	概 要	対 象	記載 ページ
幼 稚 園 【1号認定】	生活や遊びを通して教育を行う施設。（公立1園）	3～5歳児	P8~9
保 育 園 【2・3号認定】	保護者の就労等の理由で保育を必要とする子どもを 預かり、保育する施設。（公立1園）	1～5歳児	P10~11
認定こども園 【1号認定】 【2・3号認定】	幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設。 教育を行う施設と、保育を必要とする子どもを預か り保育する施設が併設されている。 （公立4園・私立2園）	【1号認定】 3～5歳児 【2・3号認定】 0～5歳児	P12~13

※令和8年4月1日時点の満年齢がその子どもの年齢になります。

2. 教育・保育給付認定について

各園を利用するためには、市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。このため、園の利用申込に併せて、教育・保育給付認定の申請が必要です。

また、教育・保育給付認定は、住民票のある市町村でないと受けることができません。転入前に他市町村ですでに認定を受けている場合でも、転入後に再度、高梁市の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

1) 教育・保育給付認定の区分

年齢	満3歳未満	満3歳以上	
認定区分	3号認定	2号認定	1号認定
利用施設	保育園・こども園		幼稚園・こども園
施設利用区分	保育利用		教育利用
保育の必要性	あり（保育の必要性の認定が必要）		なし
利用者負担額 （保育料）	【0歳～2歳児クラス】 市町村民税非課税世帯のみ無償化	【3歳～5歳児クラス】 無償化	

2) 保育を必要とする事由と教育・保育給付認定期間

保育園や認定こども園で「保育利用」をするためには、保護者（父母等）それぞれが保育を必要とする事由のいずれかに該当し、認定を受ける必要があります。そのため、保護者の状況によっては、認定を受けることができない場合があります。（P4参照）

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	月48時間（週3日×1日4時間×4週間）以上の労働を常態とすること。
妊娠・出産	妊娠中や出産の前後であること。（認定期間：産前8週間～産後8週間）
産後補助	第二子以降の出産後であること。（認定期間：産後8週間～満1歳）
保護者の疾病・障がい	疾病にかかっている、または障がいを有していること。
同居親族等の介護・看護	同居親族等を常時介護、または看護していること。
災害復旧	火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧にあたっていること。
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。（認定期間：90日以内）
就学	就学や職業訓練校等での職業訓練のため、保育することができないこと。
虐待・DV	児童虐待、またはそのおそれがあると認められること。 配偶者からの暴力により、子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
育児休業	育児休業をする場合であって、すでに園を利用している子どもが引き続き利用する場合（令和5年10月1日から対象を拡充しました。1年以上育児休業を取得する場合でも、2号・3号認定を受けることができます）。 認定期間：育児休業が終了する日まで ※育児休業期間中に出生児を預けることはできません。
その他	上記に類する状態として市長が認める事由に該当すること。

※保育を必要とする事由が変わったときは、その都度保育を必要とする事由が確認できる書類を提出し、再度保育の必要性の認定を受ける必要があります。

3. 利用申込等について

1) 利用申込に必要な書類

(ア) 入園申込書 兼 施設型給付費・地域型保育給費等教育・保育給付認定申請書（現況届）

子ども1人につき1枚提出してください。「幼稚園・保育園・認定こども園 入園申込書 兼 教育・保育給付認定申請書（現況届）」を提出することで、教育・保育給付認定と園利用の申請が完了します。

(イ) 保育を必要とする事由を証明する書類（2・3号認定申請のみ）

2・3号認定を受ける場合、保護者（父母等）それぞれについて、次のとおり保育を必要とする事由を証明する書類が必要です。兄弟姉妹で利用する場合は、兄・姉の申込書へ添付してください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労（被用者・自営業・農業従事者等）	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 有期雇用で継続就労予定の場合は、雇用期間終了後すみやかに雇用期間が更新された就労証明書を提出してください。
妊娠・出産、産後補助	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳（表紙、出産（予定）日が分かるページ）の写し
保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書や障害者手帳の写しなど、保育を必要とする理由が判断できる書類
同居親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書 具体的な介護の状況を記入したもの
就学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書や学生証など、在籍している証明書類
虐待・DVのおそれ	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等相談機関での証明書
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業取得期間の記入がある就労証明書 育児休業にかかる保育継続申請書 <p>※必要な方は各園、またはこども教育課へお問い合わせください。</p>

※上記以外の理由で保育を必要とする場合は、事由を申込書に詳しく記入してください。内容により、別途添付書類の提出を求める場合があります。

※1号認定を希望する場合、保育を必要とする事由を証明する書類は不要です。

(ウ) 保育料（給食費）を決定するために必要な書類

以下に該当する場合は書類が必要です。提出がない場合は認定ができませんのでご注意ください。

基準日 （保育料算定期間）	保護者（父母等）の住民登録のあった市町村	
	高梁市	高梁市以外
令和7年1月1日 （4月～8月分）	/	令和7年1月1日時点の住所地が発行する 令和7年度 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書
令和8年1月1日 （9月～3月分）		令和8年1月1日時点の住所地が発行する 令和8年度 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書

※市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の発行は、各市町村の税の担当課へお問い合わせください。

※基準日以降に高梁市へ転入した場合、マイナンバー制度における情報連携により前住所地から税情報を取得しますので、課税証明書の提出は不要です。（未申告の場合は申告が必要です）

2) 申請時に必要なもの

・利用申込に必要な書類一式 (P3 参照)

・対象児童と保護者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(新規入園の場合のみ)

個人番号カード、個人番号記載の住民票、個人番号通知カードのうち1つ

※個人番号の利用に伴い、番号確認と身元確認が必要です。郵送の場合や申請者以外の方が書類を提出する場合は、対象児童・保護者の番号確認と保護者(申請者)の身元確認ができるものを提示してください。

・署名した保護者(申請者)の身元確認ができるもの(①か②のどちらか)

①以下の書類のうち1つ

個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、その他写真付き身分証

②以下の書類のうち2つ

被保険者証、組合員証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子手帳

3) 申込受付期間

令和7年10月27日(月)～令和7年11月14日(金)

*定員に空きがある場合は、上記受付期間を過ぎても随時申し込みを受け付けます。

4) 提出先

利用を希望する園またはこども教育課

*希望する園に提出する場合は各園の開園時間内、こども教育課へ提出する場合は平日8時30分～17時15分が受付時間です。

*必要書類をそろえて提出してください。必要書類が不足している場合、原則受け付けができません。

4. 入園審査・決定について

期間内に受け付けた申請を基に、書類審査や保育の必要性についての調査(必要に応じて実地調査)などを行い、2月以降に入園を決定します。(5月以降の途中入園については、入園前に随時決定)

1) 利用調整について(2・3号認定)

- ・保育を必要とする度合いにより、市が利用の調整を行います。
- ・保育の必要性の高い方の利用希望を優先し、申込書に記入されている園で調整します。(継続利用、兄弟入園や父母の就労状況など、入園には優先順位があります。)
- ・希望者が多数いる場合は、第2希望以下の園で決定する場合があります。
- ・利用調整が必要な場合は、該当の方へ決定前に連絡します。
- ・入園を辞退する場合は、早急に各園、またはこども教育課へ連絡してください。

2) 教育・保育給付認定を受けることができない場合

- ・保育を必要とする事由に該当しないため、希望する認定を受けることができない。
- ・希望者が多数いるため、希望する園に入園できない など

5. 保育料について

1) 保育料無償化

幼稚園、保育園、認定こども園を利用する3歳～5歳児クラスの子どもの保育料は無料です。

また、幼稚園や認定こども園で実施している預かり保育についても、保育の必要性が認められた場合には無償化の対象となります。（P14～15参照）

2) 保育料の決定

保育料は、保護者等扶養義務者が運営費の一部を負担するもので、入園と同時に納付義務が生じます。令和8年4月1日時点での教育・保育給付認定区分により、保育料を決定します。

※保護者の所得状況（保護者の市民税額の合計）に応じた保育料となります。ただし、父母以外の保護者（祖父母等）が生計の中心者であると判断される場合は、当該の父母以外の保護者（生計の中心者）の市民税額も含めた合計額により保育料を決定します。

※毎年4月と9月に決定し通知します。8月までは令和7年度分、9月以降は令和8年度分の市民税額により保育料を決定します。令和8年度の保育料額は未定で、今後の国の通知等により変更する可能性があるため、令和7年度の保育料（P6～7）を参考にしてください。

※入園後は、原則として退園届を提出しない限り、通園の有無にかかわらず保育料を全額納付していただくことになります。事情を考慮できる正当な理由なく保育料を滞納された場合は、税と同様に滞納処分（差押え）の対象となる場合があります。

※保育料の他に、園で実費を徴収する場合があります。詳しくは各園へお問い合わせください。

3) 保育園・公立認定こども園・幼稚園月預かり保育料の納付について

市が発行する納付書、または口座振替で納めてください。保育料の納期限は、毎月末日（土日祝日の場合はその翌日）です。納付書は毎月15日に発行し、口座振替は月末日に行います。金融機関が休日の場合、翌営業日の振替となります。なお、口座振替の場合は領収書の発行ができません。

※口座振替を希望する場合は、「高梁市税等口座振替申込書」を金融機関へ提出してください。

※前年度から申請者（納税義務者・保護者）を変更する場合、口座振替手続きを再度行う必要があります。

4) 私立認定こども園保育料の納付について

市が決定した保育料を、園が保護者から口座振替で徴収します。詳しくは園へご確認ください。

6. 入園後の変更手続きについて

次のような場合は、早急に「変更届」を提出してください。「変更届」は各園、またはこども教育課へ備えています。

- ・住所の変更（市外へ転出する場合は「退園届」の提出が必要）
- ・氏名の変更、保護者の変更、離婚や婚姻などによる世帯構成員の変更

※保育料の変更を伴う場合があります。

- ・勤務先の変更や退職
- ・妊娠、出産（産前8週前に届出が必要）
- ・その他保育を必要とする事由の変更



別表第1（第2条関係）

特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担額表

入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	1号認定 （教育標準）	1号認定 （預かり有）	2号認定 （3歳以上児）	3号認定 （3歳未満児）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単独世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等の特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	A階層を除	0	0	0	0
C1	非課税	0	0	0	0
C2	均等割のみ	0	1,400	0	13,400
C3	区分が次の区分に該当する世帯	0	1,800	0	16,000
D1	所得割額 11,000円未満	0	2,600	0	17,700
D2	所得割額 11,000円以上 29,800円未満	0	2,900	0	18,700
D3	所得割額 29,800円以上 48,600円未満	0	3,800	0	21,600
D4	所得割額 48,600円以上 64,800円未満	0	4,500	0	23,000
D5	所得割額 64,800円以上 80,900円未満	0	5,100	0	25,500
D6	所得割額 80,900円以上 97,000円未満	0	5,300	0	25,900
D7	所得割額 97,000円以上 121,000円未満	0	6,500	0	30,000
D8	所得割額 121,000円以上 145,000円未満	0	7,100	0	34,700
D9	所得割額 145,000円以上 169,000円未満	0	7,200	0	38,800
D10	所得割額 169,000円以上 195,400円未満	0	7,200	0	42,000
D11	所得割額 195,400円以上 221,800円未満	0	7,300	0	44,500
D12	所得割額 221,800円以上 248,200円未満	0	7,300	0	49,900
D13	所得割額 248,200円以上 274,600円未満	0	7,300	0	50,400
	所得割額 274,600円以上 301,000円未満	0	7,300	0	53,700
	所得割額 301,000円以上	0	7,300	0	53,700

備考

1 保育料の範囲等

1号認定（教育標準）・2号認定（3歳以上児）の保育料は、教材費を含む利用者負担額であるが、特別な行事等の費用は除く。給食費については、別途定める額とする。なお、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯は、給食費を免除する。3号認定（3歳未満児）の保育料は、給食費、教材費を含む利用者負担額であるが、特別な行事等の費用は除く。広域利用の場合は、居住地の自治体が定める保育料を適用する。軽減措置に係る保育料の算出額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 年齢基準

この表における3歳未満児とは、年度の初日における満年齢をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

3 ひとり親世帯等の軽減措置

児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金額とする。

- ① 「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- ③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めたと世帯

ひとり親世帯等の軽減措置適用表

階層 区分	徴収金額（月額）			
	1号認定 （教育標準）	1号認定 （預かり有）	2号認定 （3歳以上児）	3号認定 （3歳未満児）
B	円 0	円 0	円 0	円 0
C1	0	0	0	0
C2	0	800	0	15,000
C3	0	1,600	0	16,700
D1	0	1,900	0	17,700
D2	0	2,800	0	20,600
D3	0	3,500	0	22,000

4 多子世帯の軽減措置

① 1号認定

同一世帯の小学校3年生以下の範囲で、第2子は半額、第3子以降の保育料は無料とする。ただし、市民税非課税世帯の第2子は無料とし、市民税の所得割額77,100円以下の世帯については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第2子は特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担額表（以下「負担額表」という。）の半額、第3子以降の保育料は無料、市民税の所得割額77,100円以下のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子はひとり親世帯等の軽減措置適用表（以下「軽減表」という。）の半額又は3,000円を上限とし、第2子以降は無料とする。

② 2号認定

同一世帯の就学前の範囲で、第2子は半額、第3子以降の保育料は無料とする。ただし、市民税非課税世帯の第2子は無料とし、市民税の所得割額57,700円未満の世帯については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第2子は負担額表の半額、第3子以降の保育料は無料、市民税の所得割額48,600円未満のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は軽減表の半額又は6,000円を上限とし、第2子以降は無料、市民税の所得割額48,600円以上77,100円以下のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は6,000円とし、第2子以降は無料とする。

③ 3号認定

同一世帯の就学前の範囲で、第2子は半額、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第3子以降は無料とする。ただし、市民税非課税世帯の第2子は無料とし、市民税の所得割額57,700円未満の世帯については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第2子は負担額表の半額、市民税の所得割額48,600円未満のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は軽減表の半額、第2子は無料、市民税の所得割額48,600円以上77,100円以下のひとり親世帯等については、保護者と生計を一にする子どもの範囲で、第1子は9,000円とし、第2子は無料とする。

7. 幼稚園利用案内

1) 幼稚園とは

小学校以降の生活や学習の基盤をつくるための幼児期の教育を行う施設です。遊びを通して、さまざまなことを学んだり身に付けたりしていきます。

市内の公立幼稚園では、3年保育を実施しています。また、小学生との交流や就園前の親子への園開放、未就園児と園児との交流、地域の人との交流などを実施し、各園で特色ある教育活動を行っています。

2) 入園要件

- ・ **1号認定**を受けていること。（P2 参照、保護者が就労している場合も利用できます）
- ・ 市内に在住し、**令和2年4月2日から令和5年4月1日生まれ**の子どもであること。

※保護者が就労等の場合、上の子どもは幼稚園の預かり保育、下の子どもは保育園などを利用することも可能です。

3) 幼稚園一覧

幼稚園名	住所	定員	預かり保育		電話番号
			一時	月	
福地幼稚園	落合町福地 1578	30	○	○	42-4136



【園詳細】 福地幼稚園

○開園時間 月～金曜日 8:30～14:00 ※各園で多少前後します。



○給食 週5回



4) 預かり保育

降園後の家庭保育ができないため、やむを得ず保育が必要と認められる場合に利用できます。

預かり保育には次の2種類があります。利用する場合は、「**預かり保育申請書**」を各園へ提出してください。

種 類	概 要	おやつ代
一時預かり保育	緊急時に1日単位で預かり保育を行いますので、その都度申請してください。 預かり保育料は、半日350円・全日750円です。	別途徴収
月預かり保育	事前の申請により、月単位で預かり保育を行います。 預かり保育料は、「特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担額表」(P6参照)をご覧ください。	

※保育の必要性が認められた場合には無償化の対象となり、上限額まで給付を受けることができます。該当する場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」と添付書類を提出してください。(P14~15参照)

○実施日・時間

平日(月~金曜日)・・・ 幼稚園終業時刻 ~ 17:30

長期休業日(月~金曜日)・・・ 8:30 ~ 17:30

※土日祝日や休園日、園の都合などにより実施できない日があります。

5) その他

- ・万一の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター保険へ加入していただきます。
- ・感染症にかかった場合は、医師の許可が出るまでは休ませてください。登園の際は、医師による「登園許可書」の提出が必要な場合があります。
- ・入園申込書に記入した内容について変更が生じた場合は、早急に「変更届」を提出してください。(P5参照)
- ・「高梁市立幼稚園設置及び学級編制に関する基準(内規)」第2条により、園児数20人以上をもって設置の基準とし、3人以下となったときは廃園または休園となる場合がありますので、あらかじめご承知ください。



8. 保育園利用案内

1) 保育園とは

保護者が仕事や病気、その他の事情などにより家庭で保育することができない乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。市内には公立保育園が1施設あります。

子どもを健やかに育てること、子育てをしている保護者を支援することが保育園の役割であり、集団生活の中で健全な心身の発達を図り、豊かな人間性を育てるための養護と教育を行っています。

2) 入園要件

- ・保護者と児童が市内に在住し、2号認定、または3号認定を受けていること。
保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、認定を受ける必要があります。(P2 参照)
- ・対象の児童が入園時に各園の設定する受入年齢の範囲内であること。
- ・保育園での集団生活に支障のない乳幼児であること。

※該当しない場合は申し込みができませんのでご注意ください。

注意事項

- ① 出産による入園は、産前8週～産後8週とします。
(原則として定員に空きがある場合)
- ② 「育児休業後職場復帰」の場合、原則として職場復帰の約2週間前からの入園となります。
- ③ 入園後に保護者が離職した場合、認定の変更申請をする必要があるとともに、90日以内に就労を再開する必要があります。就労を再開しない場合、退園等となります。
- ④ 育児休業中の利用は、すでに子どもが入園している場合に限りです。また、育児休業中に出生児を預けることはできません。
- ⑤ 入園している児童であっても、入園できる要件に該当しなくなった場合は、認定の変更申請が必要であるとともに、入園の継続はできません。

3) 保育園一覧

保育園名 (公立・私立)		住所	定員	受入年齢		標準 開園時間	電話番号
				0歳児	1～5歳児		
備中保育園	公	備中町布瀬 182-1	30	×	○	7:30～ 18:30	45-3142

※年度の途中で誕生日を迎えて入園する場合も、令和8年4月1日現在の満年齢がその子どもの年齢となります。

※高梁中央保育園は、令和8年度から高梁中央こども園（認定こども園）となります。



【園詳細】 備中保育園

○開園時間 月～土曜日 7:30～18:30（11時間）

＜標準保育時間＞ 開園時間内で8時間



○給食 月～土曜日

4) 延長保育

標準開園時間後に、やむを得ず保育が必要と認められる場合に利用することができます。利用を希望する場合は園へ申請してください。

延長保育料は、公立保育園の場合30分毎に100円です。

○実施日・時間

月～土曜日・・・18:30～19:00

5) その他

- ・万一の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター保険へ加入していただきます。
- ・感染症にかかった場合は、医師の許可が出るまでは休ませてください。登園の際は、医師による「登園許可書」の提出が必要な場合があります。
- ・入園申込書に記入した内容について変更が生じた場合は、早急に「変更届」を提出してください。（P5 参照）

9. 認定こども園利用案内

1) 認定こども園とは

幼稚園と保育園の機能や良いところをあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

市内には公立認定こども園が4施設、私立認定こども園が2施設あります。必要な保育の量によって、子どもの在園時間が異なります。午前中は、教育利用と保育利用の園児と一緒にクラス活動を行います。給食終了後、教育利用の園児は降園し、保育利用の園児は保護者が迎えに来るまで園内で過ごします。

2) 認定こども園の入園要件

教育利用の場合は幼稚園（P8参照）、保育利用の場合は保育園（P10参照）と同様です。

3) 認定こども園一覧

こども園名 (公立・私立)	住所	定員	受入年齢		標準 開園時間	電話番号
			0歳児	1~5歳児		
有漢こども園	有漢町有漢 3328-3	100	6カ月以上	○	7:30~ 18:30	57-3020
川上こども園		120	6カ月以上	○		48-3133
高梁こども園		180	6カ月以上	○	7:00~ 18:00	22-2423
成羽こども園		120	6カ月以上	○		42-2011
高梁中央こども園	下町 134	65	3カ月以上	○	18:00	22-4333
おちあいこども園		95	3カ月以上	○		22-4466

※1歳未満児は若干名の募集となります。

※年度の途中で誕生日を迎えて入園する場合も、令和8年4月1日現在の満年齢がその子どもの年齢となります。

※高梁中央こども園・おちあいこども園の1号認定は、満3歳から受け入れ可能です。詳しくは直接お問い合わせください。

【園詳細】



有漢こども園



川上こども園



高梁こども園



成羽こども園



高梁中央こども園
おちあいこども園

4) 教育利用（1号認定）

○開園時間 月～金曜日 8:30～14:00 ※各園で多少前後します。

8:30

14:00

17:30

通常の教育時間

緊急時の一時預かり保育

○給食 月～金曜日

一時預かり保育

降園後の家庭保育ができないため、やむを得ず保育が必要と認められる場合に利用することができます。その都度申請をします。

預かり保育料は公立こども園の場合、半日350円、全日750円です。なお、おやつ代は各園で別途徴収します。私立こども園については、直接お問い合わせください。

※保育の必要性が認められた場合には無償化の対象となり、上限額まで給付を受けることができます。該当する場合は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号第3号）」と添付書類を提出してください。（P14～15参照）

○実施日・時間

平日（月～金曜日）・・・ 終業時刻 ～ 17：30

長期休業日（月～金曜日）・・・ 8：30 ～ 17：30

※土日祝日や休園日、園の都合などにより実施できない日があります。

5) 保育利用（2・3号認定）

○開園時間 月～土曜日 7：00 ～ 18：00（11時間） ※各園で多少前後します。

＜標準保育時間＞ 開園時間内で8時間



○給食 月～土曜日

延長保育

標準開園時間後に、やむを得ず保育が必要と認められる場合に利用することができます。利用を希望する場合は各園へ申請してください。

延長保育料は、公立こども園の場合30分毎に100円です。

○実施日・時間

月～土曜日・・・ 標準開園時間後 ～ 19：00 ※各園で多少前後します。

6) その他

- ・万一の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター保険へ加入していただきます。
- ・感染症にかかった場合は、医師の許可が出るまでは休ませてください。登園の際は、医師による「登園許可書」の提出が必要な場合があります。
- ・入園申込書に記入した内容について変更が生じた場合は、早急に「変更届」を提出してください。

（P5 参照）

10. 広域利用について

園の利用は、市町村に保護者・利用児童の住民登録がなければできません。ただし、勤務先の都合などでどうしても住民票の異動が難しい場合は、定員に余裕があれば、市町村同士の協議により他市町村の施設へ入園することができます。

1) 高梁市に住民登録があり、高梁市外の園を利用したい場合

住民登録地である高梁市が教育・保育給付認定を行い、利用希望園のある市町村と協議します。高梁市の様式でこども教育課へ申し込みをしてください。

※事前に利用を希望する園へ、入園が可能か問い合わせた上で申し込みをしてください。

2) 高梁市外に住民登録があり、高梁市の園を利用したい場合

住所登録地の市町村が教育・保育給付認定を行い、高梁市と協議します。住民登録地の市町村の様式で、住所登録地の市町村担当窓口へ申し込みをしてください。

※詳しくは住民登録地の市町村担当窓口、および利用を希望する市町村担当窓口へお問い合わせください。

11. 保育料無償化について

1) 無償化の対象

(ア) 幼稚園、保育園、認定こども園

- ・3歳～5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償化の対象です。無償化の期間は、3歳～5歳児クラスの3年間です。給食費やおやつ代のほか各園で徴収する実費徴収費用は、無償化の対象外となります。（給食費の徴収についてはP16参照）
- ・0歳～2歳児クラスの保育の必要な子どもは、住民税非課税世帯が無償化の対象です。

(イ) 幼稚園、認定こども園の預かり保育

- ・保育の必要性が認められた3歳～5歳児クラスの子どもの保育料が無償化の対象です。350円（750円）×利用日数の金額、もしくは月額11,300円を上限に無償化となります。無償化の対象となるには、保育の必要性の認定を受ける必要があるため、入園決定後に手続きをしてください。なお、おやつ代は各園で別途徴収します。



2) 保育の必要性について

保育の必要性とは、保護者それぞれが就労、妊娠・出産、親族の介護などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。保育の必要性の確認のため、保護者の保育利用事由証明書等（就労証明書等）を「施設等利用給付認定申請書」に添付して提出してください。

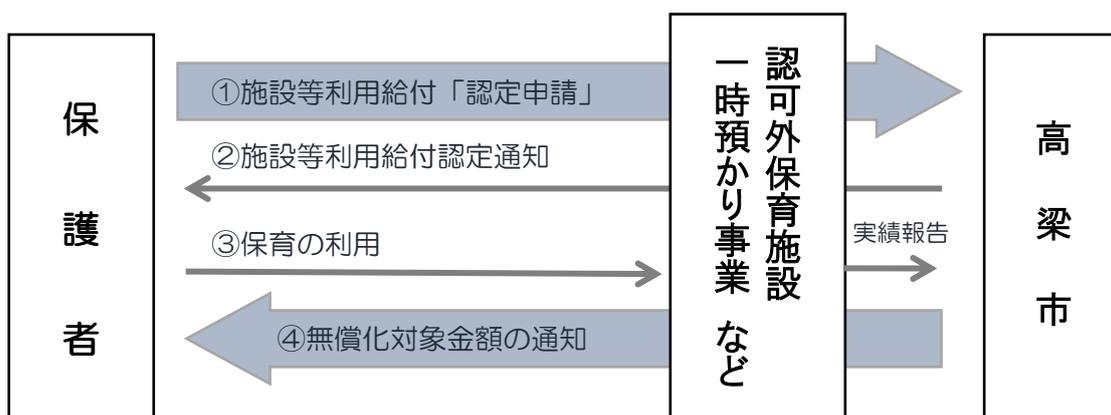
保育を必要とする事由		添付必要書類（保育利用事由証明書）
就労 (48時間/月以上)	・被用者、自営業、農業従事者等	・就労証明書 ⇒継続就労予定の場合は、雇用期間終了後すみやかに雇用期間が更新された就労証明書を提出してください
妊娠・出産	・産前産後の方 (産前8週間と産後8週間に限る)	・母子健康手帳の写し ⇒表紙、氏名と出産予定日が記載されているページ
疾病・障害	・保護者が病気の方、または障がいを持っている方	・医師の診断書や障害者手帳の写しなど、保育を必要とする理由が判断できる書類
介護・看護	・同居親族の介護、看護をしている方	・医師の診断書や、具体的な介護の状況が分かる書類
災害復旧	・火災、風水害、地震などの災害に見舞われ、その復旧にあたっていること。	・り災証明書等
求職活動	・保護者が求職中の方	・求職活動中であることを証明するもの
就学	・保護者が学校に在学中の方	・在学証明書や学生証など在籍している証明書類
その他	・認可外保育施設の利用を希望される方	・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 (認定様式その9)

3) 給付の手続き

- ① 保育の必要性の認定を受けるため、施設等利用給付認定申請書に保育利用事由証明書等（就労証明書等）を添付して提出してください。（利用する日までに申請書を提出）
- ② 保育の必要性が認定された場合、施設等利用給付認定通知を送付します。
- ③ 幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用します。
- ④ 発生した利用料を納める必要はありません。無償化の対象となった金額については、利用月の翌月に通知します。

※認可外保育所等については、園に一度納付した後、後日返還することとなります。詳しくはお問い合わせください。

利用料の給付フロー



12. 給食費について

保育料の無償化に伴い、保育料は無料となりますが、給食費については実費徴収費用として無償化の対象外となるため、3歳～5歳児クラスについては保護者の方に給食費を負担していただくこととなります。

1) 3歳～5歳児クラスの子どもの給食費について

主食費（ご飯代等）および副食費（おかず代等）を給食費として負担していただきます。

また、年収360万円未満相当世帯の子ども、多子世帯の軽減措置（P7参照）による第3子以降の子どもの副食費（おかず代、牛乳代、おやつ代、お茶代）は免除となります。

2) 0歳～2歳児クラスの子どもの給食費について

0歳～2歳児クラスの子どもの給食費やおやつ代などは利用料に含まれているため、保護者への徴収はありません。

13. おむつ支援について

（保育所等おむつ支援・未就園児おむつ支援）令和5年6月スタート

おむつ・おしりふきの準備がいりません
保育所等おむつ支援

仕事と子育ての両立に毎日頑張っているパパママを応援するため、園で使用する紙おむつ・おしりふきの支援を行います。

R6年度からおしりふきを追加

高梁市内の保育園、こども園に通う0歳児から2歳児クラスの園児に必要な紙おむつ・おしりふきを、園で購入準備することで、紙おむつ・おしりふきの事前購入や名前書きの手間などの保護者負担を軽減します。

忙しい登園準備が少しでも楽になることで、子どもと触れ合う時間を増やし、子育て中のパパママを応援します。

- ・おむつ・おしりふきの事前購入や記名が不要
- ・登園時のおむつ・おしりふきの準備や荷物軽減
- ・おむつ・おしりふきの購入費用の負担軽減



- 高梁市内の公立園、私立園、認可外保育所が対象です。
- 未就園児や市外の保育所等へ通う園児については、在宅保育等の期間に応じた支援補助金を支給します。

14. 子育て支援について

各園の利用の他に、地域の子育て支援の充実に向けてさまざまな子育て支援サービスを実施しています。

1) 一時預かり事業（一般型）

市内に住所を有する8カ月児から就学前の子どもを対象として、保護者の体調不良や通院、学校行事や冠婚葬祭、子育てのリフレッシュなど家庭で保育することが難しい場合に、保育士や保育補助員が一時的にお子さんを預かります。利用時間や定員が決まっているため、施設を利用する場合はあらかじめ実施事業所へお問い合わせください。※高梁市に住所がなくても利用できる場合があります。



ホームページ
(一時預かり)

○実施場所 一時保育事業いろいろ（高梁市高倉町大瀬八長1656番地1）

○問い合わせ先 NPO 法人 color（Tel：0866-56-3946）

2) たかはしし病後児保育室

看護師と保育士が、病気やけがの回復期にあっても集団保育ができない子どもを一時的に預かり、子どもの体調に合わせて無理なく回復できるようサポートします。利用時間や条件など詳しくはお問い合わせください。



ホームページ
(病後児保育室)

○実施場所 たかはしし病後児保育室（高梁市成羽町下原285番地3）

○問い合わせ先 こども未来課（Tel：0866-21-2666）

3) 高梁市ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、「育児を受けたい人」と「育児を行いたい人」が会員となり、育児について助け合う会員組織です。病気や残業、休日出勤や自分のリフレッシュなど、少し預かってほしい場合に利用できます。会員登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。



ホームページ
(ファミサポ)

○問い合わせ先 高梁市子育て支援センター（Tel：0866-22-2450）

※受付時間は平日の8：30～17：00です。



4) 子育て支援センター「ゆう・ゆうひろば」

親子で楽しむことができるイベントを企画し、ゆったりと遊べ、保護者同士・子ども同士で友だちづくりができる交流の場を提供しています。保育士や保健師の資格を持つスタッフに悩みなどを相談することもできます。利用時間など詳しくはお問い合わせください。

○実施場所 高梁市子育て支援センター（高梁こども園内）

○問い合わせ先 高梁市子育て支援センター（Tel：0866-22-2450）



ホームページ
(ゆう・ゆう)

5) 保育コンシェルジュが相談をお受けします

それぞれのご家庭やお子さんに合わせて保育園・こども園などに関する相談や子育て支援サービスの情報提供を行う「保育コンシェルジュ」を配置しています。皆さんの保育ニーズにきめ細かく対応しますので、お気軽にご相談ください。

○問い合わせ先 こども未来課（Tel：0866-21-2666）



ホームページ
(保育コンシェルジュ)

6) 子育て応援チケット

子育て応援チケットは、各種子育て支援サービス（HP参照）を1回分無料（※一部自己負担あり）で体験していただくことで、子育てサービスを知っていただき、子育ての負担軽減に繋げることを目的としています。6事業で7枚つづりとなっていますので、ぜひご利用ください。

○問い合わせ先 こども未来課（Tel：0866-21-2666）



ホームページ
(子育て応援チケット)

